

平戸市監査公表第 170-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和5年12月27日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉、 查 户 平戸市監査委員 首藤 毅彦印委市

- 第 1 監査の種類 地方自治法 199 条第 7 項に基づく財政支援団体等監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局 公益財団法人平戸市シルバー人材センター
- 第3 監査の期間令和5年2月1日(水)
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容 別紙のとおり

財政援助団体等監査に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局:平戸市シルバー人材センター】

	【相直を講した部内・平戸川ジルバー人物センター】		
区分	内容	措置	
指導事項	1 平戸市高年齢者就業機会確保事業費補		
	助金調書について	人 1- 4 F F F F F F F T T T T T T T T T T T T	
	平戸市高年齢者就業機会確保事業費補助	令和4年度実績報告において提出済み。	
	金交付要綱第 12 条において、義務付けとなっている「高年齢者就業機会確保事業費補助		
	つくいる「尚午師有別未機云帷床事未賃補助 金調書 (様式第7号)」が作成されていなか		
	一つたので、同交付要綱を再度確認の上、同調		
	書について整備をされたい。		
意見	1 平戸市と締結する業務委託契約書につ		
78.72	いて		
	令和3年度において、平戸市との間に除草	令和5年度業務委託契約書については、約	
	作業をはじめとする複数の業務委託契約書	8割が一般的損害、契約の変更、受注者の解	
	を締結しているが、市所管課ごとに契約書の	除権等、紛争の解決の条項が規定されており	
	条項内容が異なっていた。	調整済み。	
	契約書によっては、一般的損害にかかる負	全件統一した契約書を締結できるよう令	
	担区分、契約の変更、受注者の解除権及び紛	和6年度契約締結の際に、市所管課と十分な	
	争の解決等の条項が規定されておらず、不利	協議・調整を行う。	
	な契約となる恐れがあるので、平戸市が作成		
	している契約書の見本を参考としつつ、シルバー人材センターにおいて必須とされる条		
意見	八一八例ピンターにおいて必須とされる栄 項内容を精査し、契約締結の際、市所管課と		
思元	十分な協議・調整をされたい。		
	1 22 .2 mm mx hulter of C 4 0 1 C 4 0		
	2 平戸市と締結する業務委託契約書の添		
	付書類について		
	令和3年度において、平戸市との間に除草		
	作業等にかかる年間の業務委託契約書を複	令和5年度の見積書は、提出済みであった	
	数締結しているが、施工面積などの業務量に	為、仕様書に施工面積など業務量の記載のな	
	ついて、市所管課からの見積依頼書及び契約	いものや位置図及び施設図面(個所図)が添	
	書に添付されている仕様書に記載がないも	付されていないものにより一部契約してい	
	のが一部見受けられた。併せて、位置図及び	る。	
	施設図面(個所図)が添付されていないもの もあった。	令和6年度からは、市所管課からの見積依 類の際に拡工を持などの業務長にの以ての	
	もめった。 これらの書類は、適切な業務量把握と施工	頼の際に施工面積などの業務量についての 記載、併せて位置図及び施設図面(個所図)	
	これらの音類は、適切な未榜重に強と旭工 場所確認のため必要と思われるので、不足の	記載、併せて位直凶及び施設凶面(個別凶) の添付を求め適正な契約事務執行に努める。	
	際は、市所管課に確認の上、添付を求めるな	マスMMIT というと思上は大小Jポカガリリーカップ。	
	ど、適正な契約事務執行に努められたい。		
意見	3 ワンコインまごころサービス事業につ		
	いて		
	本事業は、在宅の一人暮らしの高齢者等に	令和5年度は、シルバー人材センター事業	
	おいて、既存の公的サービス等で対応できな	の幅広い周知広報活動として、広報ひらど9	
	い簡単な困りごとをワンコインでサービス	月号に特集記事を掲載してもらっている。	
	を実施することにより、問題の解決を図り、	ワンコインまごころサービス事業につい	
	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活	ても市所管課と協議のうえ、サービスの内容	
	できるよう支援することを目的として平成	について掲載し周知広報に努めている。	

24年度から実施されている。

近年における利用実績回数は、令和元年度 1,340回、2年度1,295回、3年度1,252回 で、利用実人数は、令和元年度93人、2年 度87人、3年度90人となっており、高齢化 の進行に比べ利用者が増えていない現状と 地域間において利用頻度の格差がみられた。

これは、シルバー会員の減少や需要世帯周辺にシルバー会員がいないことなど受託者側(シルバー人材センター)の要因によるものもあると思われるが、対象者に情報がうまく伝わっていないことも考えられるので、これまで以上に機会をとらえ幅広い周知活動に努められたい。併せて、サービス提供会員から提出される報告書について必要に応じ利用状況を確認するなど、実態把握のうえ、さらなるサービスの充実・向上を図られたい。

会員から提出される報告書の内容については、会員からの聞き取りにより必要に応じ利用状況を確認、実態把握を図っている。

意見

4 シルバー人材センターにおける組織の 充実強化について

シルバー人材センターの会員数については、令和元年度270人、2年度250人、3年度245人と減少傾向である。その年齢別構成は、60~64歳が3か年で8.2%から5.3%に、65~69歳が23.3%から15.9%にそれぞれ減少し、70歳以上は68.5%から78.8%に増加している。

これは定年延長制度による雇用形態の変化に加え、少子化による人材不足を補うため、民間企業が退職者を再雇用し人材を確保していることなどが要因と考えられる。

事業実績では、受託事業のうち公共事業が約50%で、もう一方の柱である派遣事業はほとんどが公共事業であることから、公共部門への依存度が高くなっている。

今後、シルバー会員の減少やインボイス制度の導入などに伴う影響が懸念されることから、シルバー人材センターにおいて策定している中期計画(目標年度:令和6年度)の順調な進捗に向け、各種施策と並行して、行政や関係機関と連携した取り組みによる組織の充実強化に努められたい。

会員数の減少が受注に影響を及ぼしており、令和5年度事業計画において、女性会員の増強を中心に「会員拡大」と「就業拡大」を重点項目として取組みの実施を掲げている。

会員募集については、広報ひらどによる周知広報活動、窓口用チラシの市役所・支所・公民館への配置、戸別にポステングを実施し組織の充実強化に努めている。